

## 令和3年度佐賀県介護サービス情報の報告に関する計画

第1条 介護保険法施行令第37条の2の3第1項の規定により、令和2年度における介護保険法(以下「法」という。)第115条の35第1項の規定による介護サービス情報の報告(以下「報告」という。)は、この計画の定めるところにより、行わなければならない。

第2条 この計画における報告の基準日は、令和3年4月1日とする。

第3条 この計画における計画の期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

第4条 この計画において、報告の対象となる事業者は、介護保険法施行規則(以下「規則」という。)第140条の43第1項に定めるサービスの提供を行う事業者(同条第2項に定めるサービスを除く。)であって、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 新規にサービスの提供を開始しようとするもの
- (2) 規則第140条の44各号に掲げる事業所以外のもの

第5条 報告は、国が設置する報告受付用インターネットサイトに電磁的情報を提供する方式により行うものとする。

2 報告を行うものがインターネットを使用できないなど、前項に定める方式によりがたい場合は、佐賀県長寿社会課に設置する端末に入力する方式ほか知事が適当と認める方式により、報告を行うことができる。

第6条 報告は、第4条第1号に定めるものにあつては、介護サービスの提供を開始するときに報告しないといけない。

2 第4条第2号に定める場合における報告は、知事が別に定める日までに報告を行わなければならない。

第7条 報告を行った事業者であつて、法第115条の35第3項における調査を希望するものは、報告を行ってから2週間以内に、知事に対して様式第1号により調査を希望する旨を申し出なければならない。